

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月6日

【会社名】 株式会社トップカルチャー

【英訳名】 TOP CULTURE Co., Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 秀雄

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025)232-0008

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 遠海 武則

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025)232-0008

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 遠海 武則

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1．当該事象の発生年月日

平成29年12月1日

### 2．当該事象の内容

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、収益性が低下している店舗について今後の売上計画を精査し、回収可能性を検討した結果、固定資産に対する減損損失を特別損失に計上するものであります。

### 3．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成29年10月期の個別財務諸表及び連結財務諸表において、減損損失2,548百万円が生じる見込みです。